

丹波市 認定こども園及び地域型保育などにおける調整のための基準(令和6年4月1日入所以降適用)

保育所名	
園児名	
生年月日	

①基礎点数

番号	類型	細目	適用	父		母	
				基礎	調整	基礎	調整
1	就労 (自営業、農業含む)	月150時間以上(例:週5日以上かつ1日7.5時間以上)就労している。		40	0	40	0
		月140時間以上(例:週5日以上かつ1日7時間以上)就労している。		36	0	36	0
		月120時間以上(例:週5日以上かつ1日6時間以上)就労している。		32	0	32	0
		月100時間以上(例:週5日以上かつ1日5時間以上)就労している。		28	0	28	0
		月80時間以上(例:週4日以上かつ1日5時間以上)就労している。		24	0	24	0
		月60時間以上(例:週4日以上かつ1日4時間以上)就労している。		20	0	20	0
	内職	月48時間以上(例:週3日以上かつ1日4時間以上)就労している。		16	0	16	0
		月120時間以上従事している		24	0	24	0
		月100時間119時間未満従事している		20	0	20	0
		月80時間以上99時間未満従事している		16	0	16	0
		月60時間以上79時間未満従事している		12	0	12	0
共通	就労していることが確認できるがやむを得ず明確な就労時間の記載ができない場合		8	0	8	0	
2	妊娠・出産	切迫早産等で要安静と診断されたもの			0	40	
		出産予定日から8週前の日の属する月始めから、出産日から8週を経過する日の翌日の属する月末まで				32	
3	疾病・障害	疾病入院	おおむね1ヶ月以上の入院	40	0	40	0
	居宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね1ヶ月以上常時臥床	40	0	40	0
		長期療養	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	32	0	32	0
		一般療養	医師がおおむね1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの	24	0	24	0
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	16	0	16	0
	障害	1・2級・療育A・重		40	0	40	0
		3級・療育B・中	身体障害者・療育・精神障害者等の手帳を所持するもの	24	0	24	0
		4級以下・軽		16	0	16	0
4	介護・看護	おおむね1ヶ月以上親族の入院付添にあたるもの		40	0	40	
		通院の付き添いに週平均3回以上あたるもの		16	0	16	
		身体障害者、常時寝たきり状態、要介護5・4の同居・別居親族の介護・看護にあたるもの		36	0	36	
		上記以外の親族の介護・看護にあたるもの		12	0	12	
5	災害復旧	家庭の災害	災害、風水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合(全壊or半壊)	40	0	40	
6	求職活動	既に求職活動を開始していることが確認できるもの		8	0	8	
		既に求職活動を開始していることが確認できないもの及び入所後就労先を探すもの		3	0	3	
7	就学・職業訓練	「1 就労 外勤」に準ずる。(該当がない場合は3点とする)			0	0	
8	虐待・DV	市長が特に保育が必要な状態であると認める場合※		-	0	-	
9	育休特例	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合		28	0	28	
10	その他	上記以外で特別な事情のある場合	市長が必要と認めるもの※	-	0	-	
				0	0	0	0

「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

②優先事由

加算	事由	点数	調整	合計
1	ひとり親の家庭等	80	0	80
2	死亡、離別、離婚調停中(別居)、行方不明、拘禁など	15	0	15
3	生活保護世帯で、就労することが内定している場合	20	0	20
4	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	40	0	40
5	申請児童が特別に支援を有する場合	6	0	6
6	育児休業終了と同時に利用を希望している場合	12	0	12
7	居住地が連携小学校区内にある3・4・5歳児	20	0	20
8	異なる施設を利用しているきょうだいが同じ施設の利用を希望している場合	5	0	5
9	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時に保育所等の新規利用を希望する場合	10	0	10
10	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時に保育所等の新規利用を希望する場合	10	0	10
11	小規模保育事業の卒業児童である場合	20	0	20
12	保護者のいずれかが保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等として保育施設で勤務または勤務予定である ※1	70	0	70
13	その他、保育の必要性が高いと市長が認める場合 ※2	-	0	-
減算	1 育児休業の延長も許容している場合	-50	0	-50
	2 同居の祖父母(65歳未満)が就労していないことなどから、家庭で保育することができる場合	-12	0	-12
	3 家庭に保育園・認定こども園に入所していない就学前の児童がいる(母が「出産」の事由である場合、出生した子は含まない)	-12	0	-12
	4 居住地が提供区域(旧町)外である	-10	0	-10
	5 就労証明の証明者が親族である場合又は自営業、内職、農業等で就労状況申告書に確認書類が添付できない場合(1週間のスケジュールを添付する場合)	-5	0	-5
				0

※1 市内、市外の施設を問わず保育施設で勤務しており受入状況に直接影響を与える職員に限る。

※2 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

合計	0
----	---

選考過程

1	①基礎点数と②優先事由の合計点数が高い順に選考する。
2	選考過程1で決まらない場合は、優先度判断基準により選考する。
3	選考過程1・2における選考で空きがある場合には、他市町村の児童(転入予定者以外)の選考を行う

優先度判断基準

1	基礎点数の高い順。
2	居住地が連携小学校区内である方を優先する。
3	居住地が提供区域(旧町)内である方を優先する。
4	入所希望月の早い方を優先する。
5	同点数で他に希望する園で空きがある場合と、他に希望する園で空きがない場合では、後者を優先する。
6	社会的・経済的状況

※点数は第1希望の園により算定する